

理 由 書

本区域は、西側が旧雄物川、東側が一般国道に沿って形成されている工業地区内に位置しているが、当該国道沿線において沿道型の商業施設が立地するなど、一部で土地利用の混在が見られる。

そのような中、令和3年6月策定の第7次秋田市総合都市計画においては、当該国道沿線における用途地域の見直し等により、交通条件をいかした施設の立地を促進し、周辺環境と調和のとれた産業エリアの形成を図ることとしており、現在の土地利用状況を踏まえ、このたび、工業地区としての操業環境を保全しつつ、幹線道路沿線にふさわしい業務の利便の増進を図るため、用途地域を変更（工業専用地域を工業地域に変更）するとともに、工業地区としての操業環境を害するおそれがある建築物の立地を制限する特別工業地区を決定するものである。